

## 令和8(2026)年度栃木県心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領

### 1 趣 旨

障害者に対する県民の理解の促進を図るため、県民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募する。

### 2 主 催

栃木県、栃木県教育委員会

### 3 後 援 (予定)

栃木県社会福祉協議会、栃木県身体障害者団体連絡協議会、栃木県心身障害児者親の会連合会、栃木県精神保健福祉会、朝日新聞宇都宮総局、読売新聞宇都宮支局、毎日新聞宇都宮支局、産経新聞社宇都宮支局、日本経済新聞社宇都宮支局、東京新聞宇都宮支局、(株)下野新聞社、NHK宇都宮放送局、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木、(株)とちぎテレビ

### 4 募集テーマ

#### (1) 心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう—

#### (2) 障害者週間のポスター

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

### 5 応募資格

#### (1) 心の輪を広げる体験作文

小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む）

#### (2) 障害者週間のポスター

小学生及び中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む）

### 6 募集の方法

#### (1) 心の輪を広げる体験作文

##### ①作文の題名及び内容

作文の題名は自由とし、内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづつたものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。

##### ②募集区分

募集は、小学生部門、中学生部門及び高校生・一般部門の3部門に区分して行う。

##### ③応募作品提出先

小学生部門及び中学生部門は、別紙1「作品提出先」の区分に従い提出する。

高校生・一般部門は、栃木県障害福祉課に提出する。

##### ④制限字数等

1編当たりの制限字数は、小学生部門及び中学生部門については、400字詰め原稿用紙2～4枚程度とし、高校生・一般部門については、400字詰め原稿用紙4～6枚程度とする。

なお、用紙は、原則として400字詰め原稿用紙（B4判縦書き）を使用することとし、文字が読みやすいように、なるべくB以上の濃い鉛筆等を使用すること。

また、パソコン等の電子機器による作成も可とする。

##### ⑤応募者の属性等に関する参考資料

応募者の属性等について、別紙2-1「応募票」に必要事項を記載し提出する。

##### ⑥募集期間

令和8(2026)年7月1日(水)から9月3日(木) (必着)までとする。

#### (2) 障害者週間のポスター

##### ①ポスターの題名及び内容

ポスターの題名は自由とし、内容は、障害者に対する国民の理解の促進等に資するものとし、障害のある人に対する理解を深め、障害のある人とない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1点に限る。

②留意事項

作品中に標語その他の文字を入れないこととする。

③募集区分

募集は、小学生部門及び中学生部門の2部門に区分して行う。

④応募作品提出先

**別紙1**「作品提出先」の区分に従い提出する。

⑤規格、画材等

規格は画用紙B3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の大きさの台紙に貼付する。なお、彩色画材は自由とするが、作品は縦向き(縦長)のみとする。

⑥応募者の属性等に関する参考資料

応募者の属性等について、**別紙2-2**「応募票」に必要事項を記載し、提出する。

「応募票」は、作品の裏面に貼付して提出するほか、貼付したものの写し1枚を提出すること。

⑦募集期間

令和8(2026)年7月1日(水)から9月3日(木)(必着)までとする。

## 7 選定

- (1) 審査委員会で審査の上、「心の輪を広げる体験作文」については、部門ごとに最優秀賞1編、優秀賞2編及び佳作4編以内を選定する。また、「障害者週間のポスター」については、部門ごとに最優秀賞1点、優秀賞2点及び佳作4点以内を選定する。
- (2) 審査の結果は、応募された学校長(一般の場合は入選者本人)宛てに通知する。
- (3) 各部門の最優秀作品は、内閣府が「心の輪を広げる障害者理解促進事業」として実施する「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の公募に推薦する。

## 8 表彰等

- (1) 最優秀賞、優秀賞及び佳作受賞者には賞状を贈呈する。
- (2) 最優秀賞、優秀賞及び佳作受賞者は、12月上旬に宇都宮市内で開催(予定)する表彰式において表彰する。
- (3) 入賞作品は、「作品集」として取りまとめるなど、啓発資料として活用する。
- (4) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

## 9 その他

- (1) 応募作品は、原則として返却しないこととする。ただし、ポスターに関しては、応募者が応募時に作品の返却を希望した場合にのみ、返却することとする。
- (2) 作品及び作者の情報については、公表することを前提としているため、作品題名及び作者の氏名・所属先(学校名/学年)を公表することに問題がないことを、本人にあらかじめ確認を行った上で応募すること。
- (3) 応募者の障害に関する情報(応募票の項目「応募者本人の障害の有無」)については、審査の参考とするものであり、公表しない。
- (4) 問い合わせ先

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

栃木県保健福祉部障害福祉課

TEL 028-623-3490 FAX 028-623-3052

Mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp